

■住宅用家屋証明の申請に対する審査は、申請者から提出された書類等により行います。

■申請内容により必要となる提出書類（コピー可）は、次の表のとおりです。

申請内容 提出書類	(イ)(a)	(イ)(b)	(イ)(c)	(イ)(d)	(イ)(e)	(イ)(f)	(ロ)(a)	(ロ)(b)
	新築	取得	新築	取得	新築	取得	取得	取得
	新築・注文住宅	建売・分譲住宅	新築・注文住宅	建売・分譲住宅	新築・注文住宅	建売・分譲住宅	中古住宅	中古住宅
	区分建物 低層集合住宅	区分建物 低層集合住宅	特定認定 長期優良住宅 区分建物 低層集合住宅	特定認定 長期優良住宅 区分建物 低層集合住宅	認定低炭素住宅 区分建物 低層集合住宅	認定低炭素住宅 区分建物 低層集合住宅	特定増改築等 買取再販住宅 区分建物	区分建物
次から1つ 登記事項全部証明書 登記完了証（電子申請したものに限り） 登記申請受領証（登記申請書 + 受領印） ※ 区分建物の構造がわからない場合に追加 建築確認済証 + 検査済証 設計図書 建築士の証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
次から1つ 売買契約書 売渡証書 登記原因証明情報 代金納付期限通知書（競売の場合） ※ 区分建物の取得日がわからない場合に追加 所有権移転証明書 + 承諾書		○		○		○	○	○
家屋未使用証明書（原本）		○		○		○		
（長期優良住宅の）認定通知書			○	○				
低炭素建築物新築等計画認定通知書					○	○		
増改築等工事証明書							○	

※ 未入居の場合 申立書 + 住民票	○	○	○	○	○	○	○	○
※ 低層集合住宅の場合 低層集合住宅に該当する旨の認定書	○	○	○	○	○	○		
※ 併用住宅の場合、次から1つ 建築確認済証 + 検査済証 床面積の内訳を証する書面	○	○	○	○	○	○	○	○
※ 築後25年超（耐火建築物）、20年超（非耐火建築物）の中古住宅の場合、次から1つ 耐震基準適合証明書 住宅性能評価書の写し 既存住宅売買瑕疵担保責任保険付保証明書							○	○
※ 抵当権設定登記のみを行う場合、次から1つ 金銭消費貸借抵当権設定契約証書 保証契約書 登記原因証明情報	○	○	○	○	○	○	○	○

■住宅用家屋の主な要件は、次のとおりです。

- 自己の居住の用に供する家屋であること
- 床面積が50㎡以上であること（増築の場合は増築後の床面積）
- 新築・取得後、1年以内の申請であること
- 区分建物は、耐火建築物（石造・れんが造・コンクリート造・コンクリートブロック造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造）、準耐火建築物  
または一団の土地に集団的に建設された準耐火建築物に準する耐火性能を有するものとして国土交通大臣の定める基準に適合するものであること
- 併用住宅は、その床面積の90%を超える部分が住宅であること
- 中古住宅は、耐震基準に適合するもの、または建築年数25年以内の耐火建築物、そのほかは建築年数20年以内であること